

診断書について

- 識別符号付与業務を委託する場合、委託を受けた方の診断書を添付してください。
- 識別符号付与業務を法人に委託する場合は、委託先の法人役員だけでなく実際に識別符号付与業務に従事する方全員の診断書を添付してください。
- 診断書については「アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者でないこと」の記載があるものの提出をお願いします。
- 発行日から概ね3か月以内のものの提出をお願いします。